

高月中学校校則

高月中学校

1. 服装について

次のように定める。

【男子】

- (1) 冬季：標準学生服 KANKO KN7601・ズボン KANKO 7605（日被連マーク入り）
上着の下は、派手でないものとする。学区内業者にて斡旋
- (2) 夏季：白長袖または半袖のカッターシャツ・無地白ポロシャツ（ワンポイントや色ボタン等は不可）
夏服の下は白下着、白無地Tシャツ（ワンポイント可）とする。
- (3) 靴下は白、黒、紺、茶系統で無地（ワンポイント可）とする。
- (4) ベルトは黒、茶系統で、飾りのないものとする。

【女子】

- (1) 冬季：本校指定紺色セーラー服 KANKO KN9981（ネクタイは白色）
紺色スカート KANKO KN27160（丈は膝丈程度）、本校指定スラックスも可
上着の下は、派手でないものとする。
- (2) 夏季：白長袖または半袖のカッターシャツ・無地白ポロシャツ（ワンポイントや色ボタン等は不可）
カッターシャツ・ポロシャツ等の下着は白下着、白地Tシャツとする。
本校指定ベスト KANKO KN27150 着用可。
- (3) 靴下は白、黒、紺、茶系統で無地（ワンポイント可）とする。
ストッキング、タイツはベージュ色もしくはそれに近い色や黒、紺とする。
（柄物は禁止する）
- (4) 髪留めのピンやゴムは、黒、紺、茶系統の飾りのついていないものとする。

※上記規定で「冬季」「夏季」とあるが、衣替えの時期は学校で定めないので、天候、気温等に合わせ適宜、衣替えをすること。

【共通】

- (1) 名札を着用する。
- (2) 上着を脱いだときは、カッターシャツか白ポロシャツであること。
- (3) 体操服は本校指定のものとする。
- (4) 上履き：本校指定のものとする。
- (5) 通学用靴：運動のできる靴（体育の授業で使用できるもの）とする。
なお、革靴、ハイカットの靴（バスケットシューズ等）は禁止する。
冬季、悪天候時は長靴、防寒用シューズも可とする。
- (6) 体育館シューズ：本校指定のもの。

- (7) 防寒着：派手でないもの。
- (8) 通学用カバン：規定はありません。

2. 頭髪・身なりについて

中学生らしい、清潔で活動的な髪型・身なりとする。なお、長い髪は必要に応じてゴム等でまとめる。

- (1) パーマ、染色、脱色は禁止する。
- (2) 化粧、香水、マニキュア、ピアスは禁止する。
- (3) アクセサリーなど不要な物は身につけない。

3. 通学について

自転車通学は許可制とし、自転車通学規定を守る。

(1) 自転車通学規定

- ① 自転車通学は、ヘルメットを正しく着用し（あごひも等）、ヘルメットの改造をしない。
- ② 通学路及び交通規則を守る。
- ③ 傘さし運転はしない。
- ④ 自転車の2人乗りはしない。
- ⑤ 通学用自転車は次の通りとする。
 - ア) 横かご禁止 イ) 両足スタンドである ウ) 標準ハンドルである
 - エ) 荷台をつける オ) 学校登録シール貼付 カ) 立ち棒の取り付け禁止
 - キ) その他、自転車の装飾・改造禁止

(2) 自転車通学規定に違反した場合、一時的に自転車通学を停止、または取り消す。

(3) 自転車保険に必ず加入すること。(1年更新です)

4. その他

- ・貴重品や不要物を学校に持参しない。(携帯電話、音楽プレーヤー、菓子類等)
- ・校舎や備品など公共物を大切に使う。万が一、破損等があった場合は、その状況や事情により、その弁済の責任を負う。

5. 付則

(1) 本規則の改正について

- ① 次の内容に該当する場合において、校則改正の検討が始められる。
 - ・生徒総会で決議された場合
 - ・職員からの強い要望があった場合
 - ・PTAからの強い要望があった場合

(2) 本規則は平成15年4月1日より施行する。

(3) 平成29年4月1日より、一部追加訂正する。